

■効果の見える治水事業

新たな海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設の整備について

基本理念『人も自然も愛顔あふれるえひめの海岸づくり』



愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課長

せいけ しんじ
清家 伸二

愛媛県では、海岸に面した地域の安全を確保するとともに、海岸の持つ良好な自然環境の整備と保全を図り、また人々の多様な利用が適正に行われるよう、海岸法第2条の3の規定に基づき、平成15年12月に海岸保全基本計画（豊後水道東沿岸、伊予灘沿岸、燧灘沿岸）を策定し、海岸保全施設の整備を進めてきました。しかし、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策、安全で適切な維持管理、海岸環境の保全活動のさらなる取組強化のため、平成27年9月に新たな海岸保全基本計画を策定しました。

新たな基本計画では、平成26年6月に県が発表した設計津波（L1津波）に対する海岸保全施設の整備を基本としておりますが、県南西部の宇和海沿岸では4mを越える既設堤防の嵩上げが必要となる海岸もあり、大規模な堤防整備による海浜利用や漁業活動及び景観などへの影響が懸念されるため、各地域における合意形成を図りつつ、関係市町と連携のうえ、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を推進することとしています。

また、限られた予算で効果的な海岸整備を進めるため、従来までの「整備対象海岸」（約340km）の中から、防護面における対策の緊急性や背後の重要度、さらに、背後地における防災上重要施設の立地状況等の観点より絞り込みを行い、「重点整備海岸」（約130km）を新たに選定しました。

重点整備海岸は、整備対象海岸の延長の約4割ですが、県内の浸水面積の約7割が防護されることから、各海岸管理者において、概ね20年間で「重点整備海岸」を計画的に整備していくこととしています。

整備対象海岸・重点整備海岸の所管別集計

所管別	要保全海岸区域			整備対象海岸			重点整備海岸		
	海岸 (箇所)	地区 (箇所)	延長 (km)	海岸 (箇所)	地区 (箇所)	延長 (km)	海岸 (箇所)	地区 (箇所)	延長 (km)
県全体	582	681	1,195.1	378	446	339.9	71	103	130.2
国土交通省所管	236	301	505.5	133	187	178.9	40	70	101.7
水国局所管(県管理)	185	187	302.8	84	84	62.5	12	12	17.3
港湾局所管	51	114	202.7	49	103	116.4	28	58	84.4
うち県管理分	23	68	136.5	23	59	67.1	17	38	51.7
うち市町管理分	28	46	66.2	26	44	49.3	11	20	32.7
農林水産省所管	346	380	689.6	245	259	161.0	31	33	28.5
農村振興局所管(県管理)	151	151	362.2	77	77	36.2	1	1	2.5
水産庁所管	195	229	327.4	168	182	124.8	30	32	26.0
うち県管理分	2	2	4.5	2	2	2.3	1	1	2.0
うち市町管理分	193	227	322.9	166	180	122.5	29	31	24.0

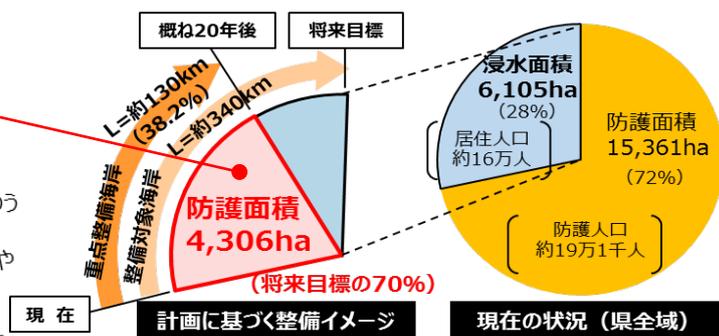
【重点整備海岸の整備効果】

- ・防護面積：4,306ha・防護人口：約11万6千人
- ・一般資産額等：2兆5千億円

重点整備海岸（概ね20年間に重点的に整備すべき海岸）

津波や高潮に対して堤防高が不足し、背後地に保全対象のある箇所のうち、以下の3つ全てに該当する箇所を選定。

- ・津波からの避難時間の確保が困難な箇所や、高潮により頻りに越波や浸水被害が発生するなど、特に緊急性が高い。
- ・背後地に人家が密集しているなど、重要度が高い。
- ・1次緊急輸送道路や官公署、病院など、災害応急活動時における重要施設を保全。



1) 愛媛県海岸保全基本計画に基づき重点整備海岸の堤防等の嵩上げや耐震化を実施した場合の試算
 2) 一般資産額等は、浸水から防護されるエリアにある家屋、事業所等の一般資産と農作物資産の合計。H22年国勢調査・H21年経済センサス・H25年評価額をもとに算出しており、浸水による被害額とは異なる。